

『群馬の森』朝鮮人犠牲者追悼碑はなぜ、危機に晒されたのか

朴 順梨

「昔このあたりには、歩兵第15連隊があったんだよ」

数年前に群馬県の高崎市内を歩いていた際、隣にいた父親がそう言った。父親は戦争中はまだ幼児だったし佐賀県で生まれ育っているの、後付けの知識ではあった。しかし私は、高崎市内に歩兵連隊があったことをこの時初めて知った。それぐらい地元の戦争跡に関心を向けることのないまま、大人になっていたのだ。

今はのどかな北関東の群馬県だが、かつては吾妻郡中之条町の群馬鉄山や中島飛行機地下工場をはじめ、県内全域に戦争を支える労働現場があった。それらの場所では「労働力」として、中国や朝鮮半島から動員されてきた労働者が働かされていた。人数は定かではないが、沼田市の日発岩本発電所では1000人の連行されてきた朝鮮人と600人余りの中国人捕虜が働かされていたことが、地下導水路工事を請け負った間組の百年史に記録されている。これら現場は総じて過酷で、逃げ出す人もいた。

だが多くが捕まり、激しい暴力で心身にダメージを負った人もいるという。これが約80年前の、群馬県の内実だった。

歩兵第15連隊跡地は高崎市役所向かいの高崎城址公園にあり、石碑も建てられている。一方、戦争で命を落とした朝鮮人達を悼む碑も、実は同じ高崎市内にある。しかしこの碑の存続が、危ぶまれる事態が起きている。

県議会の全会一致で建立が決まる

くだんの追悼碑は、群馬県高崎市の県立公園『群馬の森』の一角にある。パンフレットには記載されていないから、散策やサイクリングにやってくる人達の多くは、わざわざ探し出すことをしない。木々に囲まれ、静かに佇む碑を初めて見た時は、思わず「こんなところに？」と、声を出してしまったほどだ。

碑は表面に「記憶 反省 そして友好」と書かれ、裏面にはこう刻まれている。

「20世紀の一時期、わが国は朝鮮を植民地として支配した。また、先の大戦のさな

か、政府の労務動員計画により、多くの朝鮮人が全国の鉱山や軍需工場などに動員され、この群馬の地においても、事故や過労などで尊い命を失った人も少なくなかった。

21世紀を迎えたいま、私たちは、かつてわが国が朝鮮人に対し、多大の損害と苦痛を与えた歴史の事実を深く記憶にとどめ、心から反省し、二度と過ちを繰り返さない決意を表明する。過去を忘れることなく、未来を見つめ、新しい相互の理解と友好を深めていきたいと考え、ここに労務動員による朝鮮人犠牲者を心から追悼するためにこの碑を建立する。この碑に込められた私たちのおもいを次の世代に引き継ぎ、さらなるアジアの平和と友好の発展を願うものである」

犠牲者を追悼し、アジアの平和と友好の発展を願う碑は、2004年4月に設置された。企画した「群馬県朝鮮人・韓国人強制連行犠牲者追悼碑を建てる会」（当時の名称）は1998年、「お墓のようなものではなく、反省と友好を表現した近代的な構造物」とすることを決め、2000年3月には「私有地や墓地ではなく、多くの県民が訪れる県立公園がふさわしい」と結論を出して群馬県との交渉を進めた。2001年6月の県議会で全会一致で



『群馬の森』朝鮮人犠牲者追悼碑（写真提供：筆者）

趣旨採択され、同年7月には県知事が群馬の森の一角を提供することを確約している。

このように県が許可をして設置された碑なのに、設置から10年が経過した2014

年7月22日、群馬県は「碑を撤去するように」と、管理団体の「記憶 反省 そして友好」の追悼碑を守る会（以下「守る会」）に通知してきた。10年経って突如、設置期間更新を認めない姿勢を見せたのだ。

「政治的な発言があったから、撤去」の横暴

県は撤去の理由について「設置する際に『設置許可施設については、宗教的・政治的行事及び管理を行わないものとする』という条件を付していたのに、追悼式において「戦争中に強制的に連れてこられた朝鮮人がいた事実を刻むことは大事」日本政府は強制連行の真相究明に誠実に取り組んでおらず、民族差別だけが引き継がれ、朝鮮学校だけを高校無償化制度から除外するなど（略）不当で非常な差別を続け民族教育を抹殺しようとしている」などと発言したことを根拠に、「『碑の前で宗教的・政治的行事及び管理は一切行わない』として設置を許可したのに、これらの発言は政治的であり許可条件に反する。追悼碑の設置目的である、日韓・日朝の友好の推進という

当初の目的から外れてきたと判断せざるを得ず、都市公園の効用が失われている」などと言っている。しかしそれだけではない。2012年5月以降、「行動する保守」を標榜する団体から「追悼碑の内容が真実でない」などといった声が届くようになり、彼らが公園に押しかけて職員と小競り合いを起こしたことを根拠に「追悼碑は存在自体が論争の対象となり、街宣活動、抗議活動などの紛争の原因になっており、都市公園にあるべき施設としてふさわしくない」と主張していた。群馬県は、「ネット右翼」に屈したのだ。

14年11月、守る会は更新不許可処分を取り消しを求め、群馬県を提訴した。16回に亘る口頭弁論を経て、前橋地裁は18年2月14日、更新不許可処分を取り消す判決を下した。この時、不許可処分に関しては「裁量権を逸脱した違法があるといわざるを得ない」と判断したものの、「強制連行の言葉を含む発言は、歴史認識に関する主義主張を訴えることであり、政治的発言になる」と言っていた。碑は計画された当初、「日本に強制連行された人々」という文字が碑文案にあった。しかし県側は「外務省とも相談したが、政府が強制連行という用語を認知していないので認められない」と、当

時の管理団体に通告してきた。そこで「強制連行」を「労務動員」と差し替えた経緯があるが、県はこれを元に「政治的である」と判断したのだ。

判決を不服とした群馬県と守る会の控訴審第1回口頭弁論が18年9月におこなわれたが、守る会の弁護団は、広島市の平和記念公園にある韓国人原爆犠牲者慰霊碑の建立目的に「強制労働などにより広島で被曝した同胞の慰霊と、再び原爆の惨事を繰り返さないことを願う」とあることを例にあげ、「強制労働や強制連行の表現を用いても、都市公園の効用が失われることはない」と主張していた。また碑文から「強制連行」を削除したものの、碑の前で使用してはいけないという認識は、設置合意段階では双方になかったことにも触れていた。

この日を含む6回の口頭弁論を経て、2021年8月26日、東京高裁の高橋讓裁判長はこう言い放った。

「原判決を取り消す」
前橋地裁が認めた判決を、思いっきり覆すものだった。

平和の願いのものが壊されてしまう

高橋讓裁判長は過去の追悼式で参加者が「強制連行」と言ったことが「政治的発言に当たり、本件追悼碑を管理する被控訴

人自身が、その碑文に記された事実の歴史認識に関する主義主張を訴えるための行事（政治的行事）を行なったものといえる」「このような被控訴人の行為により、本件追悼

碑は、政治的争点に係る一方の主義主張と密接に関係する存在とみられるようになり、中立的な性格を失うに至った」「公園施設として存立する上での前提を失うとともに、設置の効用（日韓、日朝の相互の理解と信頼を深め、友好を促進するために有意義であり、歴史と文化を基調とする本件公園にふさわしいもの）も損なわれたものということができるとした。前橋地裁は「政治的発言はあったが不許可処分は裁量権の逸脱だ」と認めていたのに、より悪いものになってしまったのだ。

そもそも、「強制連行」は政治的なのだろうか。「強制連行」は教科書にも記載されていた、歴史の事実を表す言葉だった。しかし政府は2021年4月、「強制連行」ではなく「徴用」を用いることが適切だとする答弁書を閣議決定している。これを受けて文科省は、「強制連行」と記述していた教科書会社に訂正するように指示している。碑の更新不許可と時期を同じくして、「強制連行」の文字が消されるようになっていった。東京地裁は政権に忖度しているのではないか。司法が政権の顔色を伺うの

であれば、三権分立は成立しなくなるのではないか。そんな疑問や怒りで、傍聴していた私の胸はいっぱいになってしまった。

弁護団と守る会側は2021年9月、最高裁に上告受理を申し立てた。碑は現在もまだ、同じ場所に鎮座している。しかしこの先も存続できるのかは、今は未知数だ。「壊すための」ブルドーザーが来たら、碑の前に座り込む！」

角田義一弁護団長は、高裁判決後にこう言っていた。そのようなことはない信じたい。でも本当にブルドーザーがやってきたら、壊されるのは建造物だけではない。それは再び戦争を起こさない決意と東アジアの平和を願う思いそのものを、破壊する行為に他ならないだろう。

（バク・スニ／フリーライター）